

令和2年度事業計画

法人名 社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}神奈川県同胞援護会

所在地 横浜市西区岡野二丁目15番6号

法人理念

神奈川県同胞援護会は、昭和22年に認可されてから長い間社会福祉事業に携わってきました。救護施設、老人ホーム、保育所、母子生活支援施設、診療所等といった多岐にわたった施設を運営しており、いろいろな場面での福祉サービスを提供することができます。

今後もより多くの社会的・個別的ニーズに対応した福祉サービスを永続的に提供するとともに、発展すべく、すべての職員が理念に基づいた福祉サービスの実践に努めます。

1. 人権を尊重します

私たちは、一人ひとりの立場に立ち、人としての尊厳をしっかりと守り、個別性に配慮した、柔軟で適切な対応をしていきます。

2. 幸せであるためのサポートをします

私たちは、一人ひとりが安心して生活し、幸せな人生を送ることができるように、専門性をもってサポートしていきます。

3. 地域社会と共生していきます

私たちは、地域交流、施設開放といったことはもちろんのこと、福祉の情報発信基地になり、地域社会に溶け込んだ活動をしていきます。

I 概要

1. 基本方針

法人理念に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを推進します。

また、法や制度の狭間で生活に困難をきたしている方々に対し、地域の関係機関によるネットワークを活用しつつ、その課題を解決するために迅速できめ細やかな援助を行います。

《実施事業》

(1) 第一種社会福祉事業

- ①救護施設 … 「平塚ふじみ園」および「救護施設岡野福祉会館」の設置経営
- ②母子生活支援施設 … 「母子生活支援施設1」および「母子生活支援施設2」の設置経営
- ③養護老人ホーム … 「相模原養護老人ホーム」の設置経営
- ④特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） … 「シルバータウン相模原特別養護老人ホーム」および「パークサイド岡野ホーム」の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ①保育所 … 「金沢愛児園」「沼間愛児園」「衣笠愛児園」「戸塚愛児園」「桜山保育園」「上大岡ゆう保育園」「さむかわ保育園」「旭保育園」「一之宮愛児園」および「逗子なないろ保育園」の設置経営

保育所事業運営方針

- 1. 児童福祉法に基づき、子どもの人権や主体性を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的にすすめる。
- 2. 地域社会との連携を図り、すべての子育て家庭の支援をおこなう。

- ②一時預かり事業 … 「金沢愛児園」「沼間愛児園」「戸塚愛児園」「桜山保育園」「上大岡ゆう保育園」「逗子なないろ保育園」「さむかわ保育園」「旭保育園」および「一之宮愛児園」における事業運営
 - ③子育て短期支援事業 … 「母子生活支援施設2（ショートステイ）」の事業運営
 - ④老人デイサービス事業（通所介護事業） … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「パークサイド岡野デイサービスセンター」の事業運営
 - ⑤老人居宅介護等事業（訪問介護事業） … 「相模原養護老人ホームヘルプステーション」および「シルバータウン大野台ケアセンター（ホームヘルプサービス）」の事業運営
 - ⑥認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護） … 「グループホーム相模原」の事業運営
 - ⑦老人短期入所事業 … 「相模原養護老人ホーム」「シルバータウン相模原特別養護老人ホーム」および「パークサイド岡野ホーム」の事業運営
 - ⑧老人デイサービスセンター … 「シルバータウン大野台ケアセンター」の設置経営
 - ⑨障害福祉サービス事業 … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「相模原ななほし」（就労継続支援B型事業所）の事業経営
 - ⑩生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業 … 「衣笠診療所」の事業運営
 - ⑪生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 … 「かながわライフサポート事業」への参加
 - ⑫特定相談支援事業 … 「相模原ななほし」の事業運営
- (3) 公益事業
- ①居宅介護支援事業 … 「シルバータウン大野台ケアセンター」および「パークサイド岡野ホーム」の事業運営
 - ②地域包括支援センター … 「シルバータウン大野台ケアセンター（大沼地域包括支援センター・大野台地域包括支援センター）」の事業運営
 - ③社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業 … 法人本部のサービス区分における「介護職員初任者研修事業」の実施

2. 重点目標

(1) 施設の整備・改修

築20年を超える施設が多数を占める現状を踏まえ、より安全なサービスを提供するために施設および設備の改修や再整備を行います。各事業所において施設全体の状態を点検・把握しながら、事後保全だけでなく予防保全を積極的に実施することで施設建物の長寿命化を図ります。

沼間愛児園については、複数の保育所職員で構成する改築準備委員会において代替地の選定・仮園舎の設計・補助金の活用など具体的な検討を行います。

(2) 地域包括支援センターの公募対応

相模原市の地域包括支援センターの公募（令和3年度～令和8年度）に対し、現在受託している大沼圏域と大野台圏域の二か所に応募します。事業所職員を中心に書類審査・提案審査に臨みます。大野台地域包括支援センターについては、地域住民の利便性を高めるため地域に事業所を設置することを予定しています。

(3) ハラスメント対策の強化

ハラスメント対策が事業主に義務化される法改正を踏まえ、パワーハラスメントおよびセクシャルハラスメントを始めとする各種ハラスメント防止策・対策を強化します。法人内の相談窓口を拡充し、解決に向けたプロセスを明確にします。また、顧問弁護士に協力を要請し、その手続きの妥当性を担保します。

(4) 衣笠診療所の経営改善

引き続き事務局長が経営会議に参加することで、事業所の経営課題を抽出・把握し、財政状況の維持・改善に努めます。

(5) 災害対策と事業継続計画

令和元年度に発生した台風（15号および19号）の被災状況を踏まえ、各事業部門から職員を選任し災害対策準備委員会を発足（令和元年度）させました。これまでの地震対応に加え、風水害対策を含む事業継続計画を改めて策定します。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大状況に鑑み、感染症蔓延に対応した事業継続計画についても検討します。

(6) 人材確保・定着

労働力人口の減少、介護・保育人材の確保難を踏まえ、採用活動の拡充と定着率の向上に取り組めます。職員一人ひとりが採用窓口となる職員紹介制度を推進するとともに、外部団体と連携しつつ、県外出身者の積極的採用、外国人人材の活用について具体的に検討します。また、柔軟な働き方を導入しつつも、事業所において核となる職員の待遇を手厚くし職員の定着率の向上を図ります。

(7) ガバナンスの強化

評議員会と理事会の関係性を強化するとともに、各種会議の位置付けを再確認し事業に必要な意思決定を迅速化します。意思決定手順を明確にし、その結果を周知することで事業経営におけるガバナンスを強化します。

(8) 各事業部門における取り組み

《措置事業部門》

救護施設は、他法他施策優先の中で循環型施設として地域生活への移行と定着の支援を進め、真に支援を必要とする人を確実に受け止める「最後のセーフティネット」としての役割を果たすべく、利用者の人権を尊重した支援と、利用者主体の個別支援の質の向上のため、新しい個別支援計画書の導入に取り組んでいきます。さらには、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」（第三次行動指針）に基づく重点項目の認定就労訓練事業の推進と救護施設の見える化を進めるための第三者評価の受審を行います。そして、令和2年4月の改正社会福祉法および改正生活保護法の施行により、今後の救護施設のあり方検討を進めていきます。

母子生活支援施設は、令和元年度末に策定された社会的養護推進計画に基づき、社会的養育体制構築の為に実践と利用者支援・地域支援に、より一層取り組んでいきます。社会的養護を必要とする子どもを増やさない役割として、機能を最大限活用し、家庭養育を支える施設として、常にニーズを模索しながら活動していきます。

《高齢事業部門》 → 《共生事業部門》

国の目指す「地域共生社会」の理念を理解し、それぞれの地域における事業展開に結び付けていきます。

高齢事業については、中長期経営計画に則って「地域における生きづらさへの対応・地域包括ケアへの対応」の具体的計画として在宅復帰支援住宅・セントラルキッチン・在宅ホスピスなど、地域ニーズに合わせた在宅サービスや障がい事業で関わる利用者の就労の場の提供を含めた新規事業の実現に努めます。社会情勢や地域の実情、また介護保険の動向等を把握し、事業所毎に経営分析に基づいた運営を行い、労働生産性を引き上げられるよう取り組み、安定した事業継続を目指します。利用者本位のサービスの提供と職員一人ひとりのキャリアアップのために、計画的に学習の場を設け人材育成に取り組めます。更に資格取得を推進し、新たな事業展開に専門性を持った職員の配置ができる環境を作ります。

障がい事業については、相模原地区を中心とした清掃業務と車椅子や自転車の定期的な整備業務等を、企業や福祉施設との年間契約によって安定した就労を確保するとともに更なる拡

大・推進を図ります。また、デザイン性の高いアクセサリやオリジナルキャラクターグッズの製作、ICTを活用した販売や広報活動を行うなど、新しい取り組みによって障がい者の方の未来を拓く事業所の展開を進めていきます。

地域共生社会の実現に向けて、「共生事業部門」と名称を改め事業展開を進めます。

《保育事業部門》

保育事業部門としての取り組みは、バランススコアカード戦略マップ四つの視点「ご利用者・地域の方々の視点」「財務」「業務プロセス」「学習と成長」をより具体的に考え実施して行きます。

- ・地域の味方として作成したポッポサポート同援ジャーの看板を掲げ、現時点で行っている保育事業を地域に向けて改めて発信し、誰もが相談しやすい敷居の低い保育園を目指して行きます。看板に付随してパンフレットの作製も併せて行います。また、近年予想を超えた災害が各地で起こり、今後も想定外のことが起こりうることを見据え、ご利用者・職員を守ることに、地域の中で法人としての役割を考え整備して行きます。
- ・社会の動向を把握しながら現状を踏まえ、保育部門として望ましい給与表（昇給幅等）を構築して行きます。令和2年度から全てのシフトに対応できるⅡ種職員にシフト手当を支給します。
- ・年々人材を確保することが難しくなり、職員の負担も重くなっていることから保育業務の効率化を図るためICT化の導入を検討して行きます。また職員のPCスキルを上げることも引き続き取り組んで行きます。潜在保育士の現場復帰を応援する復職支援の取り組みも、少しずつ充実したものになっていますが、ポスター等作成しさらに広めて行きたいと考えています。
- ・一番老朽化が進んでいる沼間愛児園の建て替えを検討する委員会が発足しました。仮園舎や設置場所・定員等については十分協議し決定して行きます。

II 事業計画

1. 主な事業計画

(1) 法人組織の活動計画

社会福祉事業24拠点と公益事業2拠点（会計基準準拠）の経営母体として、各施設等の事業を円滑に運営するため、次の会議を設置します。また、法人に事務局を置き、法人経営に関する事務を行います。

なお、重点目標で掲げたとおり、昨年度まで実施していたその他の会議のあり方については年度を通じて改めて整理します。

①評議員会

法人業務の重要事項に関する意思決定機関です。8名の評議員で構成され、会計年度終了後3か月以内に1回、または必要に応じて開催されます。評議員は、理事会の推薦に基づき評議員選任・解任委員会によって選任されます。

②理事会

法人業務の執行機関であり、7名の理事および2名の監事により構成されます。理事および監事は、評議員会によって選任されます。

③事業部門会議

◇措置事業部門会議 … 措置事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、措置事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

◇高齢事業部門会議 … 高齢事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報

交換を行ない、高齢事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

◇保育事業部門会議 … 保育事業部門内の運営上の課題を検討協議・研究するほか、情報交換を行ない、保育事業部門全体の意志の疎通や調整を図ります。原則として、毎月1回開催します。

④施設長会議

各施設の運営上の重要事項を協議するほか、情報交換および情報伝達を行い、法人全体としての意志の疎通や調整を図ります。原則として奇数月および4月・12月に開催します。

(2) 会計監査の実施

会計監査人による会計監査を実施し、法人経営の健全性、正確性および透明性を担保します。会計監査人が期中に各事業所の状況を確認することで、より正確な会計処理を実践します。会計監査人は、評議員会によって選任されます。

(3) 法務部門の強化

事業経営上の法的課題に対応するため、引き続き弁護士と顧問契約を締結し、本会の法務対応能力を強化します。

(4) 事業継続計画の運用

平成25年度に策定した「事業継続計画の基本方針」および「災害時事業継続対応マニュアル」を各施設において策定している防災計画と連動させ、計画の有機的な運用を図ります。重点目標で掲げたとおり、風水害対策や感染症対策を盛り込んだ新たな事業継続計画の策定に取り組みます。

(5) 施設整備等事業

施設を利用される方々が、安心かつ安全にサービスの提供が受けられるよう、各施設の修繕や整備等を実施します。(実施内容は、各施設の事業計画を参照。)

沼間愛児園については、改築準備委員会による具体的な建て替え計画を進めます。

(6) 業務管理体制の推進

「法令等の遵守に関する規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築に向けた取り組みを推進します。また、「公益通報者保護規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図り、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を推進します。

(7) 「苦情解決体制」と「サービス評価」等の実施

「苦情解決体制」により、施設や保育所等の利用者からの苦情の適切な解決を図り、利用者等の権利を擁護するとともに福祉サービスの向上と施設等の信頼性を高めます。

第三者評価や施設のサービス評価を実施し、資質の向上とサービスの充実に努めます。

(8) 個人情報の保護および管理

「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、利用者等の個人情報の適正かつ安全管理に努めます。平成28年から運用が開始された「個人番号」については、基本方針の策定、規程の制定、事務取扱担当者の選任等を通じて、より厳格な安全管理を実践します。

(9) 法人・施設情報の公開と発信力の強化

本会のウェブサイトを活用し、法人および各事業所の活動内容や財務状況等に関する情報について、利用者および広く市民に向けて公開します。また、事業所において実践している地域に向けた取り組みや公益的な活動については、より積極的に発信します。

全国社会福祉法人経営者協議会が開設する情報公開ページを活用し、本会の事業内容や財政状況を公開します。

社会福祉関係の情報、法人内の動向、職員からの投稿などを掲載した「クォーター同援」を年4回(960部)発行し、全職員と関係機関へ配布します。また、各施設においては、利用者やその家族並びに地域に向けた施設の情報紙を定期的に発行します。

(10) 一般事業主行動計画の推進

平成30年度に策定した次世代法・女性活躍推進法一体型の一般事業主行動計画（計画期間5年間）に基づき、職員の仕事と家庭の両立支援を推進するとともにより一層働きやすい職場づくりを進めます。本会では「神奈川県子ども・子育て支援推進事業者」として認証を受け（認証番号77）、登録されています。

(11) 障害者雇用の促進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用の実雇用率を法定雇用率(2.2%)へ引き上げるよう、障害者の雇用の促進します。

(12) 高齢者継続雇用の確保

高齢者雇用安定法に基づき制定された再雇用制度により、職員の定年後の雇用安定化に努めます。

(13) 福利厚生事業の実施

①永年勤続者等表彰式

本会の創立記念日（10月1日）に合わせ、永年勤続者等の職員表彰を実施します。また、全職員を対象にその資質向上を図るため、業務に関係する資格取得者に記念品を贈呈します。

②定年退職者への感謝状贈呈式

定年退職者の労に報いるため、退職時に感謝状および記念品の贈呈を行います。

③職員交流事業の実施

法人内の職員間の交流と親睦を深めることを目的にレクリエーション活動等の職員交流事業を実施します。

④職員の健康管理の実施

常に質の良いサービスを提供するため、職員が健康で働くための定期的な健康診断とインフルエンザ等の予防接種を実施します。また、すべての事業所においてストレスチェック制度を導入し、精神面での健康管理を実施します。

⑤各種制度等の活用

育児休業制度や介護休業制度を始め、リフレッシュ休暇や会員制クラブ(オーナーズクラブ)の利用など、職員が健康で働きやすい職場環境の整備を進めます。

⑥職員慶弔金等の支給

「職員慶弔金等支給基準」に基づき、パートタイム職員を含めた全職員へ慶弔金等の支給を行います。

(14) 資産の運用

安定的な財務基盤を確保するため、「資金運用規程」に基づき、本部および各拠点区分の預貯金等資産の安全かつ効率的な運用を進めます。

(15) 法人内部における研究会（委員会）および研修会

施設サービスの向上と人材育成等職員の資質向上を目的とし、次の研究会および研修会を実施します。

①新任職員研修会

新たに本会に採用された職員を対象に、法人の理念・沿革や施設の概要および労働条件に関する事項についての研修を採用時に実施します。また、社会人としての心構えや仕事の進め方の基本を習得するため、本会職員が講師を務める新任向け階層別研修を実施します。

②事務担当者研修会

確実な会計処理、透明性の高い財務管理を目標に予算編成や決算書作成等経理事務の担当者を対象とした実務研修を実施します。

③定年後の社会保険研修会

定年退職予定者を対象に今後の生活設計に役立てるため、退職後の社会保険等の事務手続き

等について、社会保険労務士等の専門家による研修を実施します。

④階層別研修（平成 30 年度より実施）

新任層、中堅層、指導層、管理職層の各階層を対象として、ビジネス上の一般常識から組織経営に関する理論まで、各階層に必要と認められる知識や技能を習得するための研修体系の構築を目指します。今年度は S 1 等級から S 3 等級を対象として、階層別 S 1 研修を実施します。

⑤主任保育士研修会

保育所の主任保育士（副施設長の兼務を含む）による情報交換や保育所運営に関する研究の場として研修を実施します。

⑥保育主任研修会

保育主任を対象として情報共有や保育技術の研究、後輩保育士の指導・育成方法など保育主任としての職務遂行能力を高めるための研修を実施します。

⑦給食担当者研修会

入所施設給食担当者および保育所給食担当者を対象に給食の献立や調理方法等の研修をそれぞれ実施します。

⑧施設間交流研修（平成 19 年度より実施）

職員が他施設の事業内容を理解し、日常のサービスや質の向上に資することを目的として、入所施設または保育所間における、施設間交流研修を実施します。

⑨その他研修会

必要に応じて、専門講師等を招き研修会を実施します。

(16) 外部研修等への積極的な参加

法人経営および施設運営の資質向上と人材育成を目的として、「職員研修実施方針」に基づく「平成 31 年度職員研修実施計画書」により、階層別または職種別に行われる外部団体の主催する研修会等へ職員を積極的に派遣します。

以上